

## ■住宅の障害物の除去申込チェックシート

災害救助法に基づく、住宅の障害物の除去は次の要件を満たす必要があります。

次の(1)～(4)までの要件を確認のうえ、申請してください。

なお、住宅の障害物の除去にかかる費用は、1世帯あたり138,300円を限度としており、限度額を超える部分については、被災者の負担となります。

### 【障害物の除去の対象者等要件】

(1)住宅が災害により、半壊若しくは床上浸水の被害を受け、住宅内又はその周辺に運ばれた土石、竹木等により一時的に住むことができない状態である。

(2)応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用しない。

(3)自らの資力では障害物の除去を行うことができない。

(4)障害物の除去をする箇所が、居室、台所、玄関、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分である。

上記の災害救助法に基づく、住宅の障害物の除去の要件等を確認し、申し込みます。

氏 名